

令和5年9月定例会

令和5年9月11日（月曜日）

◎ 出欠席議員氏名

丹野貞子 議長 吉田芳美 副議長

出席議員（14名）

1番 安達智勇 議員	2番 漆山光春 議員	3番 安孫子真弥 議員
4番 東海林信弘 議員	5番 石垣光洋 議員	6番 増川憲一 議員
7番 木村章一 議員	8番 佐藤修二 議員	9番 鈴木英友 議員
10番 林智 議員	11番 奥山英幸 議員	12番 吉田芳美 議員
13番 丹野貞子 議員	14番 細矢誓子 議員	

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田川美和子 事務局 長 須藤隆一 議事係 長
嶋田愛 主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長	河内耕治 副 町 長
板坂憲助 教 育 長	真木吉雄 監 査 委 員
須藤俊一 防災・危機管理監兼 総務課 長	真木秀章 防災危機管理課長
日塔俊浩 空き家対策主幹	牧野隆博 政策推進監兼 企画財政課長
佐藤晃一 まちづくり推進課長	鈴木淳子 まちづくり推進主幹
今部憲治 税務町民課長	矢作 勲 健康福祉課長
池田恵子 子育て支援主幹	宇野 勝 農林振興課長併 農業委員会事務局長
軽部広文 商工観光課長	土方一郎 都市整備課長
大泉正博 上下水道課長	軽部昭博 会計管理者兼 会 計 課 長

◎ 議 事 日 程

令和5年9月11日（月） 午前9時開議

議事日程第4号

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案の審議、採決
- 議第48号 令和4年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議第49号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第50号 令和4年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第51号 令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第52号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第53号 令和4年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第54号 令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第55号 令和4年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
- 日程第3 決算審査特別委員会の設置構成及び決算議案の特別委員会付託

休 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

◎ 開 議

午前9時

本日は12番吉田芳美議員であります。

12番吉田芳美議員の一般質問を行います。

「12番吉田芳美議員」

○丹野貞子議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、答弁を含めて60分です。終了5分前に振鈴で知らせ、60分で打ち切ります。

○12番（吉田芳美議員） おはようございます。

9月定例議会、最後の一般質問でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、質問事項の1は、ごみステーションを管理する衛生指導員の働き方改革についてお伺ひいたします。

令和5年度の指導員研修会が4年ぶりに7月21日開催されました。その中で、指導員より是正を訴えるご意見や相談が多数寄せられました。地域によりごみ問題の温度差

がありますが、切実な訴えであり一般質問に取り上げました。

環境衛生行政（ごみステーション）管理を円滑に推進するため、河北町衛生指導員要綱に基づき108の町内会に1人の衛生指導員を町が委嘱して、地区内の公衆衛生環境の保全に努めるとなっています。

衛生指導員の職務は、ごみ分別の指導、ごみステーションの維持管理、目的達成に必要な事項、この3つでございます。そして、年間5,200円の謝礼が支払われています。

次に、背景の説明として、河北町におけるごみ収集の実態を申し上げます。

ごみステーション数は108町内会に、合計で195か所ございます。収集回数は、令和5年度は177回、約2日に1回の割合で各家庭で5種類に分別されたごみ袋が収集されることとなります。

燃やせるごみ102回、プラ容器包装類が24回、資源物24回、ペットボトルが15回、燃やせないごみが12回、粗大ごみは割愛します。改めて委嘱された指導員の皆様に感謝を申し上げる次第です。

次に、指導員からの訴えを紹介します。

1、業務範囲が広い。チェックに回る出勤回数が多い。1回100円にもならない。手当が安過ぎる。

2、指導員登録は1名とあるが、地域が広くて1人では到底できない。以前から複数名で取り組んでいる。

3、謝礼は1人分なので、複数名いるところは折半するわけにもいかず、町内会負担の地域もある。

4、取り残されたごみの処分を早くするため、収集時間に合わせた点検を心がけ日々労力を費やしている。

5、謝礼5,200円は、町内一律。世帯数が考慮されていない理由を知りたい。

6、世帯数が少ないと収集所は1か所程度だが、100世帯を超えると4か所以上と、地域の事情で大きく異なる。また、集落が小さくとも細長く伸びている地域もある。

7、数か所点検は、徒歩では無理。取り残されたごみは返却必要であり、自分の車で走り回っている。ガソリン価格も高騰している。

8、難儀な仕事と分かっているのに、1年交代といっても次にやってもらえる方が見つからない。

9、奉仕の心で長年やられている立派な方もいるが、高齢化が進んでいる。

10、区長や隣組長手当は世帯数が加味されている。指導員との違いは何かを伺います。

11、町内会の中で汗を出し、しかも、出勤回数が断トツなのは指導員だと思う。

12、世帯数が加味されていない報酬に不平等感があり、職務実態を把握し反映させてもらいたい。

13、近隣市町のごみステーション管理の状況も知りたい。

14、最後になります。ごみステーション管理は、衛生指導員の力なくして進まない。円滑に進めるため、行政、区長、住民一体となった取組が必要不可欠である。行政が果たす役割と、地域が果たす役割を明確にし、指導員負担を軽減すべきなどの建設的なご意見もございました。

私のほうからは3点質問いたします。

1点目は、衛生指導員から寄せられたごみステーションに関するご意見や相談の内容と、それに対する町の見解を伺います。

2点目は、近隣自治体の中には、指導員の委嘱もなく報酬支払いもない市町が複数あるが、河北町との仕事の進め方の違いをお伺いいたします。

3点目、衛生指導員の業務は、ごみ収集後

の点検や収集されず残されたごみの返却処置など、負担も重く敬遠されがちであるが、衛生指導員をサポートしていかなければいけない立場の行政と地域の協力体制はどうなっているのかお伺いいたします。

続きまして、質問事項の2に入らせていただきます。

旧町民プール跡地を活用した住宅整備に関する方針についてお伺いいたします。

プール跡地の住宅開発は、いまだに事業計画の中身が乏しく、町的意思決定も遅い、施策もぐらついている、スピード感も感じられない、1戸の分譲に公費幾らなのかも不明である。果たして、これで町が人を呼び込む人口減少対策となるのか、河北町民の利益につながる施策なのかをお伺いいたします。

3点、質問します。

1点目は、宅地分譲は「プール跡地のみ」「新たな農地を購入して規模拡大」など検討過程にあるが、投資額を示すなど事業全体の計画を早期に示してはどうか。

2点目は、住宅開発に当たり、今回、民間へ公募型プロポーザルを求めることになった経緯についてお伺いいたします。

3点目は、若者定住には加算優遇制度を設けるべきと思うが、町の考えをお伺いいたします。

続きまして、質問事項の3に移らせていただきます。

定住促進住宅（サンコーポラス）居場所づくりと、町が進めるリノベーション計画についてお伺いいたします。

サンコーポラス入居者のエアコン設置率は極めて低い状況にあります。集会場にもエアコンはありません。高齢者の居場所づくりに集会場活用を居住者が切望しており、町が環境整備をすべきと思うが、考えをお

伺いいたします。

3点、質問します。

1点目は、集会場にエアコン設置等の環境整備を図り、高齢者居場所づくりの拠点にしてはどうかお伺いいたします。

2点目は、リノベーション計画のアピールポイントについてお伺いいたします。

3点目は、空き室対策及び企業支援として、社宅として利用できるための条例の改定についてお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。

○丹野貞子議長 12番吉田芳美議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

12番吉田芳美議員の一般質問にお答えいたします。

ごみステーションを管理する衛生指導員の働き方改革についてお答えいたします。

まず1点目、衛生指導員から寄せられたごみステーションに関するご意見や相談内容と、それに対する町の見解について申し上げます。

町ではご質問にございましたように、環境衛生行政を円滑に推進するため、各区の衛生組合長から推薦があった方1名を衛生指導員に委嘱しております。衛生指導員の職務は、1つは区内から収集されるごみの分別指導に関すること。2つは各区が設置するごみステーションの維持管理に関することとし、年額5,200円の報酬をお支払いしております。

去る7月21日に開催した衛生指導員研修会は、コロナ禍であったこともあり、令和2年以降開催できませんでしたが、今年度4年ぶりに、サハトベに花において56人の参加をいただいて開催したところであります。

研修会では、県環境科学センターから講師を招き、ごみ減量、リサイクルに関する講演とごみの分別に関する説明を行った上で、環境全般における質問を受け付けましたところ、ごみステーションへの不法投棄やごみの置き去りに対する対応、衛生指導員の業務に対する謝礼の金額の安さなどのご意見が出されたところでございます。

また、衛生指導員の業務やごみステーションの設置箇所数や世帯数など、地域の実情に応じた報酬額になっていないことなど、日頃の衛生指導に苦勞されていることは承知しているところであります。

ごみステーションの管理運営につきましては、その地区、共同住宅等においてはその所有者及び管理者の責任で行うものとし、ごみ収集所及びその周辺を清潔に維持しなければならないとなっております。区内においても衛生指導員1人に業務が集中することがないように、各地区の衛生組合において協力体制の整備が図られていることを期待しているところであります。

町としても、衛生指導員の違反ごみに対する対応の負担を軽減するため、ごみの適正分別の徹底をこれまで以上に啓発することが必要と考えております。

2点目の近隣自治体の中には指導員の委嘱もなく、報酬の支払いもない市町が複数あるが、河北町との仕事の進め方の違いについて申し上げます。

町内におけるごみステーションの管理運営につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますが、ごみ収集処理業務を行う東根市外二市一町共立衛生処理組合構成市町及び西村山管内市町にごみステーションの維持管理業務の実態について聞き取りいたしました。

その内容につきましては、ごみステーション

の管理を設置者である区の業務と捉え、衛生指導員の委嘱もなく、報酬の支払いがない自治体がある一方で、ごみステーションの維持管理を含め区内の環境衛生対策全般を担う委員を設置し、世帯数に応じて報酬を支給するといった自治体もあり、市町によってそれぞれ違った対応であることを確認しております。

3点目の衛生指導員の業務は、ごみ収集後の点検や収集されずに残されたごみの返却処置など、負担も重く敬遠されがちであるが、衛生指導員をサポートしていかなければならない立場の行政と地域の協力体制について申し上げます。

ごみステーションは、基本的には該当する地区を管理する衛生管理者、または地区代表者によって設置され、管理運営についても管理者の責任で行うものとなっております。

しかしながら、ごみの減量化、適正分別、資源化など、廃棄物処理対策は住民、地域、事業者も一体となって取り組まなければならない課題であり、町といたしましては、区長が兼任する衛生組合とも連携し、ごみの適正分別の徹底を啓発し、違反ごみを減少させることで衛生指導員の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、地区内に設置されているごみステーションの衛生指導員謝礼など、まずは衛生指導員の活動実態を把握するためのアンケート調査、これを10月までに実施する方向で現在作業を進めております。

次に、旧町民プール跡地を活用した住宅整備に関する方針についてお答えいたします。

1点目の宅地分譲は、「プール跡地のみ」「新たに農地を購入し開発拡大」など、検討過程にあるが、投資額を示すなど事業全体の計画を早期に示してはどうかについて

申し上げます。

当初計画しておりました整備方針から、賃貸住宅の整備と無散水消雪道路の整備については、財政負担が大きくなることからこれを取りやめることとし、それに伴い全体事業費等も変わってまいります。その概算額につきましては、今後の基本調査の修正を踏まえた上でお示ししますとともに、事業面積も含め事業全体の計画を今年度中にお示ししてまいりたいと考えております。

2点目の住宅開発に当たり、今回、民間へ公募型プロポーザルを求めることとなった経緯について申し上げます。

これまで山形県住宅供給公社と協定を結び、分譲地の造成工事等を実施し、賃貸住宅については公募型プロポーザルにより整備するという方法で進めることとしておりましたが、賃貸住宅整備を取りやめ、分譲地のみの計画に修正するとともに、事業手法について、これまでの公社立替え制度の活用による町代行事業のみの手法ありきではなく、民間事業者等の創意工夫を最大限に活用することも必要と考え、民間事業者から提案書をいただく公募型プロポーザルによる提案と、住宅供給公社による事業計画、これを比較し、事業手法など十分精査した上で事業の実施を検討してまいります。

3点目の若者定住者には加算優遇制度を設けるべきと思うが、町の考えを伺うについて申し上げます。

分譲に当たりましては、旧町民プール跡地の宅地開発事業に合わせて町内への転入を促し、転出を抑制することを目的として、若者世帯の定住支援を図るため、分譲契約者を対象とした新たな支援制度を検討してまいります。

また、ご提案いただきました新たな制度につきましても研究してまいります。

次に、定住促進住宅サンコーポラス河北の居場所づくりと、町が進めるリノベーション計画についてお答え申し上げます。

1点目の集会場にエアコン設置など、環境整備を図り、高齢者居場所づくりの拠点にしてはどうかについて申し上げます。

近年における地球温暖化の影響を大きく受け、最高気温が30度を超す日が毎日のように続いております。温暖化による人体への影響は、猛暑や熱波の発生により、熱中症やその他の疾患など症状が顕著に増加し、定住促進住宅にお住まいの高齢者の方にとっても非常に厳しい状況になっていると思っております。

そのような現状の中、定住促進住宅敷地内に設置されている集会場にエアコンを設置し、高齢者の方の憩いの場として、また、この猛暑を涼む避暑室として利用することは、ふだんあまり使われていない集会場を有効に活用する手段と思っております。

町といたしましても、集会場を有効活用するための環境整備の必要性について、居住者や管理人の方の意見も参考にしながら、エアコンの設置等について検討してまいります。

2点目のリノベーション計画のアピールポイントについて申し上げます。

現在の定住促進住宅については、家賃は民間の賃貸物件と比較すると安く設定されており、優位性はあるものの、建築年度は1号棟及び2号棟については昭和57年度、3号棟については昭和63年度と古くなっております。若者世代からの新規入居希望が増えない状況となっております。

入居を希望しない理由としては、居室の間取りが3DKとリビングを備えていない構造で、居室が和室となっているため、若者世代に好まれる間取りではないことなどが

挙げられ、全国的に見ても家族と一緒に過ごす空間を確保したいなどの理由により、若者世代からは敬遠される傾向にあります。

このような現状を踏まえ、若者回帰の取組として、既存施設の価値をより高めるリノベーション整備を計画するものであります。リノベーションのアピールポイントとしては、全体的なイメージとして3DKから2LDKに間取りを変更し、居室を和室畳から洋室フローリングに改修するなど、若者、子育て世帯の方が住みやすく、安心して暮らせるような間取り、設備にリノベーションを進める方向でございます。

なお、この整備を効率的に行うため、パソコンソフトの3D画像を利用した完成イメージ、間取り、設備を作成し、令和6年1月から3Dイメージ画像をホームページなどで公開し、令和6年度からは入居希望の相談や受け付けを開始し、その申込み状況を踏まえながら、リノベーション整備を実施していく計画でございます。

また、リノベーション後の住宅使用料については、同じような間取りの民間アパートの相場やリノベーション整備費用を参考に、定住促進住宅の優位性を考慮に入れながらこれから検討してまいります。

3点目の空き室対策及び企業支援として、社宅として利用できるための条例改正について申し上げます。

現在の定住促進住宅の入居状況は、120戸中40戸が空き部屋となっており、入居率は66%程度と、空き部屋の数は年々増加傾向にあります。

そのうち、4階、5階につきましては、48戸中22戸が空き部屋となっており、入居率は54%程度と、より空き室が目立っている状況です。

最近では、入居者や入居希望者の高齢化が進み、階段の上り下りなどが困難といった理由により、高層階が好まれないのも要因の一つに挙げられます。

このような状況の中、町内の企業から従業員向けの住居の確保に苦慮されている状況や、定住促進住宅を社宅として活用したいといったご要望をいただいております。

こうしたことを受けまして、定住促進住宅に入居できる者を一般の入居者のほか、町内に事業所を有している企業も入居要件に加えることにより、町内事業所の社宅としても活用できるよう条例の一部を改正するものであります。社宅として利用できる部屋につきましては、基本的に1号棟から3号棟の4階、5階の上層階の空き部屋を想定しており、住宅の使用料につきましては、一般の入居者と同額を考慮しております。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） まず、ありがとうございました。

まず、ごみ問題についてお伺いいたしますが、河北町は人口は減っていますが、一応世帯数は増えていますよ。そして、新築住宅も毎年のように60戸から70戸ぐらいの新築住宅が一応出ているというような内容で、ごみ問題に関しては町民1万7,250人全てが関わっている、私は大きな環境衛生の問題かなというふうに受け止めています。

所管のほうに質問いたしますが、この制度をつくった際に、1町内1人の指導員だと。そして、年間5,200円払いますよと。そうしたときに、町内の世帯数を何で加味しなかったかと。世帯数の少ない地域、多い地域、おのずからごみの量はべらぼうに違うはず

です。その辺のところの制度設計がなぜ生かされなかったのか。もし、こういうふうな意図があって生かされなかったんだと、そういうことがあれば教えていただきたい。

○丹野貞子議長 「佐藤まちづくり推進課長」

○佐藤晃一まちづくり推進課長 ごみステーションの設置につきまして説明させていただきます。

町長答弁にもありましたけれども、ごみステーションの設置につきましては、各衛生処理組合ごとに要綱が定められておりまして、各市町村ともほぼ同じ内容でございますけれども、その中でごみ収集所の管理運営につきまして、「ごみ収集所の管理運営はその地区、共同住宅等においてはその所有者及び管理者の責任で行うこととし、ごみ収集所及びその周辺を清潔に維持しなければならない」となっております。

ということは、ごみ収集所につきましては、各地区の持ち物というふうな内容になっておりますので、近隣市町村を調べたところ、ほとんどの市町村がそういったことで河北町のような衛生指導員的な役というものを置いていないというのが現状となっております。

そして、今回、河北町における衛生指導員の設置につきまして調べさせてもらいましたけれども、平成9年4月1日に内部規則として要綱が設置されておりますけれども、その背景としたことにつきましては、そこまで調べる資料がないというふうな状況となっております。

また、令和2年に業務内容から有償ボランティアというふうな整理をして要綱を改正したというふうな状況となっております。

また、過去の衛生指導員の研修会の資料をちょっと見させてもらったところ、衛生指導員の立場なんですけれども、各地区のほ

うに衛生組合というものがあまして、区長さんが衛生組合長を兼務なさっているというふうなところが全てでございますけれども、その中に衛生指導員というふうな役職があるというふうな形で整理されているような資料もございましたので、それを見た限りですと、衛生指導員さんにつきましては、区のそういったごみの整理、ごみステーションの管理をする方をまとめる方といえますか、その上に立つ人というふうなイメージのかなというふうにご考えているところでございます。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） 私の質問の中で、世帯数が非常に少ない町内会、あと多い町内会、具体的に何戸ぐらいだというふうなことを数字的に教えていただけますか。

○丹野貞子議長 「佐藤まちづくり推進課長」

○佐藤晃一まちづくり推進課長 私のほうでごみステーションの数は把握しておりますけれども、ごみステーションの数としましては一番多いところで12か所の設置があるようでございます。

当然、区で設置しているものと、アパートで設置しているところがございますけれども、一番多いところで12か所、一番少ないところで1か所というふうになっております。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） 世帯数を教えてくださいというふうに申し上げました。

例えば最小世帯数が5戸ですよと。あとは、最高の世帯数が150を超える町内会もあると思うんです。それをちょっとまずは教えてください。

○丹野貞子議長 暫時休憩します。

休 憩 午前9時32分

再 開 午前9時39分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

「佐藤まちづくり推進課長」

○佐藤晃一まちづくり推進課長 大変失礼しました。

世帯数で、町内で一番少ないのは5世帯、一番多いところで235世帯となっております。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） ありがとうございます。

今の数字をお聞きしますと、やはり1町内会5世帯を預かる衛生指導員の方、そして、235の世帯を預かる衛生指導員の方の仕事内容というのは、おのずから業務範囲が非常に広いんじゃないかなというふうに私は思います。

冒頭に申し上げましたが、このごみ問題については、地域によって温度差があるというふうなことを私は申し上げました。そして、地域の協力があるところは掃除をする際にはそこを使っている受益者が1週間交代で掃除をやっているとか、いろんな町内会の手助けなんかもございます。そうしたことを、やはりもっともこの衛生指導員の研修会の中で、いい事例とか悪い事例とか、そういうふうなことで切磋琢磨するような機会にぜひつくり上げていただきたいというふうに思います。

次の質問です。

赤ラベル貼られるというふうな状況が頻繁に見受けられます。令和4年度、どれだけの赤ラベルが貼られているか。もし所管のほうで数字をつかんでいるのでしたら教えてください。

○丹野貞子議長 「佐藤まちづくり推進課長」

○佐藤晃一まちづくり推進課長 こちらのほうでは把握していないところでございます。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） 私のほうで、東根市

の共立衛生組合のほうからご協力いただきまして、河北町で最も赤ラベルが貼られるやつは何なんですかというふうな内容のちよっと問合せをさせていただきましたので、ご紹介したいと思います。

共立衛生組合のほうでは、プラスチックごみ、これが一番指摘している率が高いと。そのほかの4つのごみについては、ほぼほぼ問題はないと思って、データ関係の収集はしていないと。そして、河北町におけるプラごみの収集実績6万4,994個、そして、赤ラベルが貼られたやつ1,565個でした。1,565個。

そのほかにもごみがありますので、あくまでもこれは推測になりますが、そこに例えばペットボトルの汚れがあって持っていかなかったとか、何があった、かにかがあったというふうな内容を加味すれば、多分2,000個近くは指導員さんが置かれたごみの対応処置を私はやっているのかなあというふうに思います。ぜひそういうふうな内容も、10月末までにアンケートを取られるというふうな話になりますので、きちんとその辺のところもつかんでいただきたいと。

そして、指導員の中には一生懸命やっている方もいます。それなりの方もいます。あまり関心を持たずにされている方もいらっしゃいます。それがいいかどうかというやつに関しては、やはり地域の中で区長さんを巻き込んで考えていただく必要があると思います。2,000個近くの赤ラベルが貼られたやつを指導員さんがきちんとやるというやつは、本当にこれは大変な仕事かなというふうには私自身思っています。

この辺のプラごみ1,565個、指摘されている。この数字を受けて所管の方、どういふふうに認識なさいますか。

○丹野貞子議長 「佐藤まちづくり推進課長」

○佐藤晃一まちづくり推進課長 私自身も毎回ごみの出し方をしているものでございますけれども、確かにプラスチックごみにつきましては、難しいところがあるかと思えます。

衛生指導員の研修会の際にもいろいろな資料を出しておりますけれども、事例等も含めた形で資料は配布しているところがございます。

また、衛生指導員さんとしましては、先ほども申しましたように、どちらかという町で任命している指導員さんにつきましては、指導する立場の方という形で考えておりますので、よろしくお願いたします。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） 今、指導する立場の人というふうにお話してありますが、前回来られた108人の名簿の中には、女性の皆さんも9人ほど指導員として入られていますし、やはり指導員の仕事、あと区の仕事、行政の仕事ということで、役割分担をしっかりとやっていただければ、先ほど申し上げたような指導員さんからの不満不平というやつが、そうそうないんじゃないかなというふうなことを私は感じています。

その流れをやはり所管の方はつくっていただけるように、ぜひお願いをしたいと。そして、10年近く要綱に基づいてずっとやってきたんだというふうな内容ではなくて、やはり町もどンドンと姿形を変えています。そして、人口も減っています。世帯数は増えています。そして、プラごみのあの小さいシールが見えないお年寄りさんもいらっしゃるわけですよ。毎回、あの人赤紙貼られるんだというふうな方なんかについても、その地域の中はよく分かっているはずなんですよ。それに対して、あの人に何遍言ったんだって言ったって、これは直るものでは私はないと思います。

そこにやはり行政の福祉の手が入っていかなければ、皆さんやっぱり困る方がたくさんいらっしゃると思います。私もあと5年、10年したら見えなくなっちゃうかもしれません。

そういうふうなときのために、やはり「住んでよかった河北町」というふうに言われるように、ごみ問題については本当に大事な1点だと思いますので、やはり働いている方がばかを見るということじゃなくて、ある程度税金を報酬としてお上げするわけですから、きちんとその配分について、そしてその仕事の成果に対する報酬だというふうなことを肝に銘じて、行政のほうは町民を引っ張っていただきたいなというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

あと、もう1つごみの問題で、こういうことを言っていました。

河北町の業者さんも、ごみ収集、かなり引受けていただいている方がいらっしゃいますので、その業者さんいわく、赤紙が貼られたものをそのままにしておかれると、次の収集日、翌日とか翌々日になるわけなんです。新しいごみをどんどん持って来られますと、赤紙が貼られたごみが下敷きになっちゃって、なかなか回収が手間取ってしまうというふうな状態もある。

ですから、赤紙が貼られたものについては、ちょっと移動できる場所があればそこに移動してもらおうとか、そういうふうな方法を速やかにとっていただきたいと。

二日に一遍の割合でごみ収集がある。しかも、2,000個近くの赤ラベルが貼られるというふうな状態があれば、やはりそんな対応もお願いしたいかなというふうに思っています。

そして、ごみ収集所も、皆さん徒歩で持っ

て来られるという方は、本当、隣近所だけです。大半が車で持って来られます。

そして、町道に車を半分ぐらい投げた形でごみを出しているという方が非常に目立ちますが、やはり町として安全な対策するために、やはり今ある空き地、有効活用も含めて、私は考えていただければなというふうに思っている次第です。

続いて、プールの跡地問題についてちょっと触れさせていただきます。

プール跡地のほうは、今現在、検討課題にありますよと。そして、新たな情報というのは、委員会のほうにお示ししたとおりで、再度きちんとした形でお出しするというふうな内容は、一応、私自身分かりましたというふうにはしか言いようがございません。

ただ、この問題については、もう何年も同じような経過を繰り返しているというふうなことなんかもありますので、本当に政策的に住宅開発をやる場合は、もっともっとやはり民間の力を今回借りるといので、スピード感なんかも多分出てくるのかなというふうには思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、今回、271万円で住宅供給公社のほうに開発の基本調査というやつをやっていただいたというふうな話ですが、プール跡地の南側と北側のほう、これは側溝が入っています。今でも、令和2年7月の豪雨では、それが氾濫して町道が冠水したと、そういうふうな事故が2度ほど出ています。昨年8月の豪雨でも冠水しました。完全に農家の軒先を水が走るような状態になっていました。そして、農協裏手のほうの選果場、裏手の町道、あそこも一応冠水しました。

今回、5,800平米近くのやつが、全てあそこに雨水として今まで浸透したやつが流れ

出るというふうになったときに、どういうふうな排水設備をするんだろうかというふうなことを疑問に感じていました。

全て側溝に流すんですよ、とそれは分かりました。でも、処理能力として、令和2年7月豪雨の際には、かすみ町一帯が町道が浸水しました。玄関の軒先まで水が上がりました。そして、道海の水門は止められて、ひなの湯のほうまで水かさが上がってまいりました。

ですから、住宅だけですよというふうな内容ではなくて、その地住宅からあふれ出る水の処理をどういうふうにするかというふうな内容も基本調査の中にしっかりと組み入れて、一応やっていただきたいなというふうに思っています。その件についてお答えください。

○丹野貞子議長 「佐藤まちづくり推進課長」

○佐藤晃一まちづくり推進課長 雨水排水の計画につきましても、調査の中で進めて、無理のない雨水排水の計画をしていきたいというふうに考えております。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） 本当に流れ出る場所は一緒なんですよ、下野の場合は。どこから流していっても、ずっと伝って行って、ひなの湯前を通って、そして道海のほうに流れが、逆川、渋川全てそうになっています。

ですから、考えますと言っても、器が同じでどこをどういうふうにつなぐかというふうな内容にもなりますので、そこをきちんとやっていただければなというふうに思っています。

ヤマザワさんが出たときには、あそこに貯水槽をやっていただきました。そして、流れも高関のほうではなくて、槇川のほうに水道を引っ張っていただきました。

そういうふうな工夫がないと、全て上のほ

うから下のほうに水が流れると同じように、下のほうに来る水を処理できなくなるというふうな状況は頻繁に考えられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、サンコーポラスのことについてお話しさせていただきます。

集会場のほうにエアコン設置、前向きに一応考えたいというふうな内容でしたので、本当にありがたいと思ひます。

今回の暑さの中で、熱中症の疑いがあるというふうな方が、救急車で1人の女性の方が一応搬送されているというふうな状況もあります。また、今日も34度近くの温度になるというふうな内容で、一刻も早い対応というやつをお願ひしたいなというふうに思ひます。

あと、2点目のリノベーション計画のやつなんですけど、3Dを駆使した内容をPRしたいというふうな内容で、来年6月1日からそれが見られるというふうなお話かと思ひますが、あまりに誇大広告にならないようにだけ注意していただひて進めていただきたいなというふうに思ひます。

やはり、壁を打ち抜くどうのこうのというふうな内容は、相当数やっぱり問題なんかもありますし、それを見ていただひたときに、ああいいなあというふうなことで来られる方も結構いらっしゃるのかなというふうに思ひます。

その辺のところについてちょっとお考えを聞かせください。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 お答えします。

今、吉田議員の質問ということで、誇大広告にならないようにということで、無理のない設計で安全にきれいにという形を考慮しまして、計画を進めたいと思っております。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） 私も少し間取りを変えろというふうな内容には賛成ですし、以前から畳の部屋は要らないんだと、そしてフローリングに変えていただきたいんだというふうな声なんかも伺っていましたので、この辺のところをメインにして、そして、3Dなんか見ますと、すばらしい家具がついているのか、ついてないのか分かりませんが、エアコンがあつたり、もうありとあらゆるやつがあつて、ここに住んでみたいというふうに思ふ人がいっぱいいて、そして実際に来てみたら家具は自分で持ってきてくださいよ。家具を5階の方に持っていくとなつたときには、とんでもない労力が必要なんですよ。5階までピアノを上げるとかつていうふうな内容と同じぐらい、やはり今の階段の中では私は大変かなというふうには思ひます。

その辺のところをしっかりと見極めしていただひて、今は部屋だけということに進むのか、それとも家具をつけるんだ、電化製品をつけるんだと、そういうふうなお考えについてちょっと伺ひします。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 お答えします。

今のところ、家具、電化製品は個人で準備していただきたいというふうを考えているところでございます。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） ありがとうございます。

あと、3点目の空き室対策ということで、企業支援というふうな内容で、お困りの企業さんがあるので空き室を貸し出すというふうな内容で、条例の改正関係やられるというような内容で、私は喜ばしいことかなというふうには思っております。

ただ、これまでも何人かの外国人の方があそこへ入居されました。なかなかやはり文化の違いというふうな内容で、これ大変なんですよね。本当にこれ大変です。管理人さんも何言われているかよく分からないというふうなことを言われています。

そのときに、今回のケースの場合は全て企業が面倒見ると、そういうふうなお話だと思いますので、これまでと違った安心感というやつは一応あるんですが、なかなかやはり共同の住宅地の中で住むというふうになれば、社宅だから自治会には私は関係ないとか、そういうふうなことが出てくると非常に困ると私は考えています。

例えば、今、1階から5階まで階段の掃除は今週はあなたですよと、次の週は誰ですよとかというやつもきちんと決まっています、共同の部分。あと、行政がする部分の整理整頓、例えば、樹木関係は全て行政ですよと、芝生誰するんですかとか、駐車場のごみ拾いというのは誰するんですか、管理人さんは何するんですか。そういうふうなことについてもしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

やはり外観が1号棟、2号棟、3号棟、すばらしくやっぱりいい外観になりました。立派だなというふうに、私自身もやっぱり思います。

そして、今、空いているというふうな内容がだんだんだんだんと情報としてやはり展開されれば、見てみたいとそういうふうな方も来られると思います。

そうしたときに、あそこ障子紙ぼろぼろ破れているね、こっちが草ぼんぼん伸びているねと。あと、何ていうか、環境整備がそんなに行き届いていないよねと、そういうふうなことであれば、やはり私は駄目だと。やはり行政が先頭に立って、そして、住民

から協力をいただいて、整理整頓、清潔清掃、これをやっぱりしっかりやっていただいて、例えば、1月にビデオが流れたと。ぜひ行って見てみたいと、そういうふうなときにお出迎えできるような体制というやつを、10月、11月、12月、この3か月間でやっぱり取っていただきたいなというふうに思います。

気持ちだけで何も変わらなかったら、やはり私は駄目だと思います。自治会の役員さん方とも話しましたが、非常に頑張りたいと、そういうふうな気持ちも持っています。

ただ、何を行政がして、何を自治会がして、そして何を住民が協力すればいいかというやつが分からないと、そういうふうなことをしっかりとちょっと踏まえていただければなというふうに思っています。

そして、多分、外国人の方がいらっしゃるというふうな内容は、皆さんある程度は認識なさっていると思うんですが、研修生というふうな内容で、1号から3号とか、よく分からないのでちょっと教えていただければなと思います。

そして、去年より今年は外国人の方が73名増えています。そして、今現在251名と。まだまだ増えるんですかと、ここでおしまいなんですか。その辺のところの推移がどういうふうなことを想定しているのか。

あと、どういうふうな国の方が、あそこの団地に入られる予定になるのか、分かる範囲内で結構でするので、教えていただければ。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 お答えします。

今のところ、企業のほうにも声をかけさせていただいているんですが、ちょっと明確な答えがまだ来ていないということで、これから増えていくのか、今回だけなのかというのはちょっと今のところ分かっていな

いです。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） ありがとうございます。

私の家の前も、自転車でフードをかぶって、5人ぐらいだっと思うんですけど。そして、何となくあちらの方なんだなあというふうなことを思っています。多分ベトナムの方かなあと。

そして、今現在、ベトナムの方が102人まで膨れ上がっているというふうな状況なんかもあります。ですから、言葉の違いというやつはすごくやはり大きいと思いますので、どういう方々が入るのか。中国、韓国、朝鮮、あとフィリピン、インドネシア、いろいろいらっしゃいますので。

ですから、ある程度来たばっかの方を入れるのであれば、やっぱり1部屋に2人ぐらい入って、先輩と後輩というふうな内容の面倒も見てください、でないともみ問題が必ずやっぱり出てくると思いますし、夜暗くなったら寝るんだよってというふうな生活環境もしっかりと教えていただかないと、隣の方がうるさくて駄目だと。そういうふうなことが入ってしまってから出てくるのでは、私は駄目だと思いますので、ここ何か月間の中でぜひ入居者の協力が得られるように、安心して外国の方をお招きできるような環境整備というやつを、私は行政のほうからつくっていただきたいと思うんですが、それに対して回答を求めます。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 まず、このたびのサンコーポラス、これにつきましては、空き室があるという実態、そして一方、企業側からもそこについて理解をいただければ大変ありがたいというようなことでございます。

外国の方も増えています。具体的にどうい

う国からどういう形で、企業がこれから入ってくるかということは、それは予断は持てないわけですが、大きな流れとしては、今、日本人の人も、海外からの人も、今、企業は人材確保が必至です。

したがって、外国の方を企業が必要になってくるといふ、この流れはとめられないと思っています。

そこに対して、町として企業支援、あと、多様な方を受け入れられるまちづくり、これというのは、サンコーポラスはこれは一つの既にもうそれはスタートしているわけですが、今回、サンコーポラスでというふうに進むわけですが、今後とも外国からの勤労者と町民がいかに多様性を認め合いながら暮らせるまちづくりということを、今、議員がご心配なさっているような課題も含めてしっかり取り組んでいく必要があるというふうに思います。

ただ、やっぱりいざれしても、国内の人とかという話じゃなくて、もうそこは多様性のあるところに入っていくということは必然でありますけれども、やっぱり大きなのは言葉と宗教だと思います。

皆さん実際そうだと思いますけれども、まずどちらからいらっしゃったんですか。やっぱりどういう習慣を持っている国からいらっしゃった方なのか。

あと、日本語が分かるかどうかというのは、やっぱり何ていうか、心理的のところを乗り越える上ではやっぱりコミュニケーションが取れる方なのかどうかというのが大きな鍵になってくるかと思っています。

そういった意味で、実際そういった暮らしに町としていかに多様性を認めながら、この町の成長を展望できるまちづくりを進めるかという点において、その言葉の壁をどう乗り越えていくか。やはり企業の方と町

と、やっぱり連携して進めていくということが大事ななというふうに考えております。大きな課題だと思っています。

○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」

○12番（吉田芳美議員） ありがとうございます。ありがとうございました。

私も外国人の人材というのは、今から日本ではなくてはならない一つかなというふうに思っています。ある自治体では、既にもう500人を超えたとかというふうなところはいっぱいあります。

ですから、今、251人の皆さんが河北町に働いていただいて、どういうふうな感覚を持っているかというふうな内容も一つですし、そして、今から多様性というふうな内容でもっともっと増えるというふうなことを想定しながら、促進住宅というやつの有効活用に結び付けていただければ、私はありがたいなというふうに思っております。

最後になんですが、もう1回ちょっとごみ問題1点だけ確認させていただきますが、各町内会でやはり指導員の温度差がありますよというふうなことは、何回も一応申し上げました。

ただ、いろんな内容で、仕事の幅が違っているというふうな内容については、きちんとした評価、そして、その対価に対する報酬というやつをやっただけであれば、私はありがたいと。

今やっただけでいる100人の指導員の皆さんが頑張っているからこそ、約2,000個近くの赤ラベルの処理がきちんとなされて、そして我々の環境衛生がきちんとした形で生活できるような町になっているというふうなことを肝に銘じていただいて、対応をお願いしたいと思います。

最後に、所管の課長さんのほうからお言葉を賜りたいと思いますが、指導員の不満の

解消につながるようなお言葉を。

○丹野貞子議長 「佐藤まちづくり推進課長」

○佐藤晃一まちづくり推進課長 ただ、基本的には、ごみステーションは地区のものでありまして、地区で管理するというふうなことは大前提となっております。

確かにごみステーションの管理につきましては、区の衛生指導員の方が大変ご苦労なさっているというふうなところは十分理解しているつもりでございます。

ですので、今回10月に取りますアンケートを基にしまして、今後どのように進めていけばいいか、また近隣市町との関係も鑑みまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

○丹野貞子議長 以上で12番吉田芳美議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで議長から申し上げます。

令和4年度主要な施策の成果に関する説明書にミスプリントがありました。これを訂正したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 大変申し訳ございません。主要な施策の成果に関する説明書に誤りがありましたので、訂正をお願いするものであります。

57ページをお開きください。

1目社会福祉総務費、13、電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の給付金額、6,350万円を6,385万円に訂正をお願いいたします。6,385万円に訂正をお願いいたします。

次に、110ページをお開きください。

6目農村環境改善施設費、1、農村環境改善費（1）西里農村環境改善センターの表中、団体有料の料金、26万5,996円を26万

6,266円に。

同じく表右下の計の料金、32万5,046円を32万5,316円、32万5,316円に訂正をお願いいたします。

次に、111ページをお開きください。

(3) 北谷地構造改善センターの表中、個人有料の一般人数、496人を500人に。一般料金、4万9,900円を5万円に。

同じく、表右下の計人数、7,400人を7,404人に。計料金、36万6,429円を36万6,529円に訂正をお願いいたします。

なお、許可をいただいた後、シールを貼らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○丹野貞子議長 主要な施策の成果に関する説明書については、ただいま説明がありましたとおり、訂正されたものを原案とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、主要な施策の成果に関する説明書については、訂正されたものを原案とすることにいたします。

ここで、訂正を行いますので、主要な施策の成果に関する説明書を机の上に置いてくださるようお願いします。

それでは、ここで10時35分まで休憩します。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時34分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

日程第2、議案の審議、採決を行います。

議事の都合上、

議第48号 令和4年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について

議第49号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第50号 令和4年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議第51号 令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第52号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第53号 令和4年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第54号 令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第55号 令和4年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

以上8議案を一括議題とします。

ここで一般会計及び特別会計決算について、会計管理者から説明を求めます。

「軽部会計管理者」

○軽部昭博会計管理者兼会計課長 議長の指名により、令和4年度河北町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、お手元に配付しております決算書によりご説明申し上げます。

なお、各会計にわたって合計のみの説明とさせていただきます。

初めに、一般会計の歳入歳出について申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額115億4,052万800円、調定額113億9,301万7,350円、収入済額112億9,197万3,727円、不納欠損額250万8,298円、収入未済額9,853万5,325円です。

次に、10ページ、11ページをお開きくださ

い。

歳出合計について申し上げます。

予算現額115億4,052万2,800円、支出済額109億7,054万8,295円、翌年度繰越額1億3,613万3,130円、不用額4億3,384万1,375円で、予算現額に対する執行率は95.1%であります。

以上の結果、歳入歳出差引残額は3億2,142万5,432円です。そのうち地方自治法第233条の2の規定により基金繰入額は2億3,000万円です。

次に、146ページをお開きください。

実質収支に関する調書につきまして申し上げます。

歳入歳出差引額3億2,142万5,432円、翌年度へ繰り越すべき財源のうち繰越明許費繰越額1,615万4,130円で、実質収支額3億527万1,302円です。そのうち基金繰入額は2億3,000万円です。

次に、国民健康保険特別会計の歳入歳出について申し上げます。

148ページ、149ページお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額20億8,789万9,000円、調定額20億4,384万3,319円、収入済額19億9,787万311円、不納欠損額138万8,118円、収入未済額4,458万4,890円です。

152ページ、153ページお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額20億8,789万9,000円、支出済額19億5,694万8,244円、不用額1億3,095万756円です。

以上の結果、歳入歳出差引額は4,092万2,067円で、うち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2,500万円です。

174ページをお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額4,092万2,067円、実質収支額も同額で、うち基金繰入額は2,500万円です。

次に、西里財産区特別会計の歳入歳出について申し上げます。

176ページ、177ページお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額80万2,000円、調定額64万5,780円、収入済額も同額です。

178ページ、179ページお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額80万2,000円、支出済額45万902円、不用額35万1,098円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は19万4,878円です。

186ページお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額は19万4,878円、実質収支額も同額です。

次に、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出について申し上げます。

188ページ、189ページお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額2,995万3,000円、調定額2,866万4,144円、収入済額も同額です。

190ページ、191ページお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額2,995万3,000円、支出済額2,866万3,347円、不用額128万9,653円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は797円です。

198ページお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額797円、実質収支額も同額です。

次に、公共下水道事業特別会計の歳入歳出

について申し上げます。

200ページ、201ページをお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額 9 億764万3,000円、調定額 9 億1,119万6,292円、収入済額 9 億549万6,523円、不納欠損額 4 万2,240円、収入未済額 565万7,529円です。

202ページ、203ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額 9 億764万3,000円、支出済額 9 億549万6,441円、不用額214万6,559円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は82円です。

214ページお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額82円、実質収支額も同額です。

次に、介護保険特別会計の歳入歳出について申し上げます。

216ページ、217ページをお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額24億868万1,000円、調定額24億5,769万1,209円、収入済額24億5,508万1,375円、不納欠損額30万6,652円、収入未済額230万3,182円です。

218ページ、219ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額24億868万1,000円、支出済額23億3,396万5,667円、不用額7,471万5,333円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は1億2,111万5,708円で、うち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は3,007万6,531円です。

240ページお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額1億2,111万5,708円、実質

収支額も同額で、うち基金繰入額は3,007万6,531円です。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出について申し上げます。

242ページ、243ページお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額 2 億5,302万1,000円、調定額 2 億5,448万9,646円、収入済額 2 億5,460万3,846円、不納欠損額6,400円、収入未済額マイナス12万600円です。

244ページ、245ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額 2 億5,302万1,000円、支出済額 2 億5,020万8,226円、不用額281万2,774円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は439万5,620円です。

254ページをお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額439万5,620円、実質収支額も同額です。

次に、財産に関する調書について申し上げます。

256ページから260ページまでは、公有財産、物品、基金について記載しております。その内訳が261ページから278ページまで記載しております。内容等の説明は省略させていただきます。

以上、令和4年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○丹野貞子議長 以上で会計管理者の説明を終わります。

続いて、水道事業会計決算について、上下水道課長から説明を求めます。

「大泉上下水道課長」

○大泉正博上下水道課長 それでは、議長の指名により、令和4年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算につきまして、お手元に配付しております決算書によりご説明申し上げます。

決算の概要につきましてはさきに町長からご説明を申し上げましたので、ここでは決算書の項目に従って計数的なことについて申し上げます。

また、決算書の1ページから4ページまでの決算報告書は消費税を含んだ金額であり、5ページから9ページまでの損益計算書等の財務諸表は消費税を除いた金額であります。

初めに、決算報告書について申し上げます。

1ページ、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出であります。

予算額に対し決算額は、収入では431万6,719円下回り、支出では2,323万929円の不用額となりました。

その主な理由は、収入については営業収益では給水収益が減少したこと、支出については営業費用における委託料及び受水費等が見込みより減少したことや、予備費の支出がなかったことなどによります。

その結果、事業収益の総額は5億574万2,281円、事業費用の総額は4億8,038万71円で、収支差引額は2,536万2,210円となり、収益が費用を上回りました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

より一層の安定給水を図るために、村山広域水道の送水管と町の配水管の水管橋共架工事と同調した配水管の布設替え工事や、老朽化対策として配水管布設工事等を実施しました。

予算額に対し決算額は、収入では650万

8,700円下回り、支出では2,291万5,191円の不用額となりました。

その主な理由は、収入については配水管移設工事負担金が見込みより減少したこと、支出については、工事請負費が見込みより減少したいことなどによります。

その結果、収入総額は2,063万9,300円、支出総額は1億319万4,809円となり、収支差引額は8,255万5,509円の資金不足となりました。

なお、この不足額につきましては、本表末尾記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しております。

次に、5ページをお開きください。

損益計算書について申し上げます。

本表は、令和4年度における水道事業の営業活動の成果を表すものであります。

1の営業収益は、水道料金である給水収益、新規給水工事の分岐料である受託工事収益、工事負担金、その他の営業収益などで、収入総額は4億3,545万9,072円であります。

2の営業費用は、受水から給水までの水道事業管理経費である浄水及び配給水費や受託工事費、施設の減価償却費などで、支出総額は4億3,038万483円であります。その結果、収支差引額は507万8,589円であります。

3の営業外収益は、受取利息や会計処理上の長期前受金戻入益、不用品売却収益などの雑収益で、2,914万3,392円であります。

4の営業外費用は、企業債に係る支払利息と雑支出で、1,164万6,703円となりますので、営業外における収支差引額は1,749万6,689円の利益となりました。

これを先ほどの営業利益と合わせました経常利益は2,257万5,278円であります。

以上の結果、当年度純利益は経常利益と同額の2,257万5,278円であります。

次に、6ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

初めに、前年度末残高及び前年度処分額につきましては、昨年の9月定例会において議決いただきました令和3年度河北町水道事業貸借対照表及び令和3年度水道事業剰余金処分計算書から転記した金額であります。

当年度変動額につきましては、減債積立金の取り崩した5,638万2,749円と当年度純利益の2,257万5,278円をそれぞれ計上したものであります。

未処分利益剰余金合計は7,895万8,027円となり、利益剰余金合計は4億2,472万6,451円となりました。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)について申し上げます。

当年度未処分利益剰余金7,895万8,027円につきましては、1,157万5,278円を減債積立金に、1,100万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、5,638万2,749円を資本金に組み入れたいと考えております。よって、処分後残高の繰越利益剰余金はゼロ円となります。

次に、8ページをお開きください。

貸借対照表について申し上げます。

初めに、資産の部の1の固定資産につきましては、年度末現在高から各資産の減価償却累計額を差し引いた有形固定資産の合計額で30億966万6,845円であります。無形固定資産は電話加入権の30万9,400円で、固定資産の合計は30億997万6,245円であります。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品などで合計は11億6,259万7,681円あります。

以上、固定資産と流動資産を合わせました

資産合計は41億7,257万3,926円であります。

次に、9ページをお開きください。

負債の部3の固定負債につきましては、令和6年度以降に返済予定の企業債と修繕引当金との合計で5億618万9,735円あります。

4の流動負債は、令和5年度に返済予定の企業債、引当金、未払金、前受金及び預り金などの合計で1億183万4,435円あります。

5の繰延収益は、長期前受金から長期前受金収益化累計額を減額したもので5億2,002万6,520円あります。

以上、固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせました負債合計は11億2,805万690円あります。

次に、資本の部、6の資本金につきましては、自己資本金で25億8,510万4,066円あります。

7の剰余金は、先ほどの6ページの剰余金計算書にも記載しておりますが、資本剰余金が3,469万2,719円で、利益剰余金合計が4億2,472万6,451円で、剰余金合計は4億5,941万9,170円あります。

以上のことから、資本金と剰余金を合わせました資本合計は30億4,452万3,236円となり、負債と資本を合わせました負債資本合計は41億7,257万3,926円となりました。

以上が令和4年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算の概要であります。

なお、12ページ以降に決算書附属資料を添付しておりますので、ご覧いただきまして説明は省略させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○丹野貞子議長 以上で説明を終わります。

ここで監査委員から決算審査の経過と結果について報告を求めます。

「真木吉雄監査委員」

○真木吉雄監査委員 令和4年度河北町決算審査の経過と結果について申し上げます。

町長から審査に付されました令和4年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計決算並びに基金の運用につきまして、漆山光春監査委員と共に去る7月14日から7月31日までの期間、決算書、関係書類、関係諸帳簿等を照合し、さらに関係職員の説明を求め、詳細に審査いたしました。

その概要につきましては、皆様のお手元の令和4年度河北町決算審査意見書に記載しておりますので、説明を省略させていただき、審査の結果のみをご報告させていただきます。

初めに、一般会計及び各特別会計の審査の結果について申し上げます。

総体的に、法令、条例及び規則に準拠し処理されており、予算の執行も適正であると認めます。

なお、次の事項について今後一層努力されることを望みます。

1、令和3年度の将来負担比率が45.8%と高くなっていたが、令和4年度では29.1%に抑えられている。また、一般会計における実質収支額が令和3年度に引き続き3億円を超える高額となっている。実質収支比率は6.3%と令和3年度比較では低くなっているが、さらなる経営努力が望まれる。

2、町営住宅使用料、定住促進住宅使用料並びに給食費保護者負担金などの収納状況を見ると、未納額が極めて高額となる者や10年以上前の未納者が複数存在している。過年度未納者に対する収入方法をより具体化して取り組むなど早期の対策が必要である。

3、農商工連携推進体制の構築など、課別に固定化しての業務から課間を連携した

プロジェクト化した取組に変容しようとする姿勢が見られ高く評価する。今後推進するに当たっては、担当職員の業務内容を明確化し、取り組みやすい体制を構築することで、より高い成果を生み出すことが期待される。

次に、水道事業会計の審査の結果について申し上げます。

総体的に、法令、条例及び規則に準拠し処理されており、予算の執行も適正であると認めます。

なお、次の事項について、今後一層努力されることを望みます。

自己資本構成比率など水道事業経営指標からみると、安定した財政状況で行われていると言える。今後、人口減に伴う需要減少に対応した経営の在り方が問われることになる。下水道使用料も含めた料金未納者に対する対応については、フローチャート化した手続に従って対応しており、高く評価するが、担当者数を増やすなど過剰な業務負担にならないような配慮が必要である。

以上、ご報告申し上げます。

○丹野貞子議長 以上で監査委員の報告を終わります。

○丹野貞子議長 日程第3、決算審査特別委員会の設置構成及び決算議案の特別委員会付託であります。

お諮りします。

ただいま議題に供しました議第48号から議第55号までの8議案について、議長を除く議会議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第48号から議第55号までの8

議案については、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を休会したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会が終了するまで本会議を休会することに決定しました。

これにて本会議を休会とします。

午前11時04分 休 会